

II 東大和市における 特別支援教育の現状



Ⅱ 東大和市における特別支援教育の現状

本市には、市立小学校10校、市立中学校5校の計15校があります。

児童・生徒一人一人の多様な教育ニーズや発達の状態等に応じた教育を行うために、少人数学級で個別指導を中心とする特別支援学級（固定制）、学習面や行動面の一部の特別な支援を週1回程度行う通級指導学級（特別支援教室）を設置しています。

児童・生徒一人一人には、それぞれの課題や特性があります。

通常学級では、学校生活の様々な場面で苦手とすることがあり、支援を必要とする児童・生徒の把握と支援、情報を共有するシステムとして各学校に「校内委員会」を設置し、特別支援教育の中心的な役割を担っています。

また、学校（校内委員会）や幼稚園・保育園、保護者、その他関係機関との連携や相談、つながる支援を「巡回相談員・巡回指導員」が行っています。

そして、一人一人の特性や能力、発達や障害の程度に応じて、当該児童・生徒の可能性を最大限に伸ばせる学びの場を考える「就学相談システム」があります。

各学校では特別支援教育の推進に向けて様々な取り組みを行っております。例えば「ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり（資料編参照）」では、どの児童・生徒にも安心感を与え、落ち着いた学校生活を送るための視点を整理し、活用しています。

児童・生徒が学校生活で困っていること（例）



1 特別支援学級の設置状況【小学校】

(1) 特別支援教室：小学校全校実施 (p19 参照)

通常学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつまずきがあり、個別に改善・補充を必要とする児童が対象です。

在籍する学校の特別支援教室で指導を受けます。

拠点校	巡回校	グループ名称
第二小学校	第八小学校、第十小学校	くぬぎグループ
第六小学校	第三小学校、第四小学校、第五小学校	けやきグループ
第七小学校	第一小学校、第九小学校	ななもりグループ

(2) ことばの教室（通級制）：1校設置 第七小学校

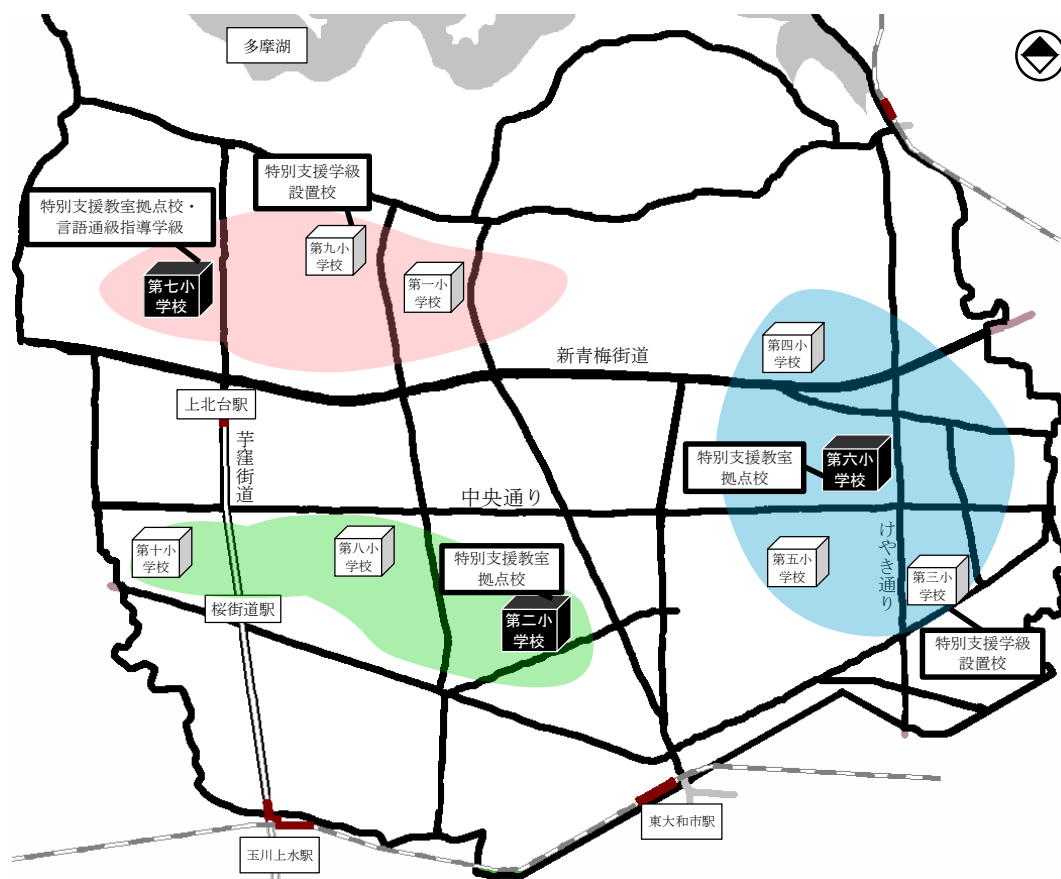
通常学級での学習に参加でき、ことばの発達に課題があり、特別支援教室、特別支援学級での指導が不要な児童が対象です。

第七小学校に週1日60分程度通級して、特別な指導を実施します。

(3) 知的障害学級（固定制）：2校設置 第三小学校、第九小学校

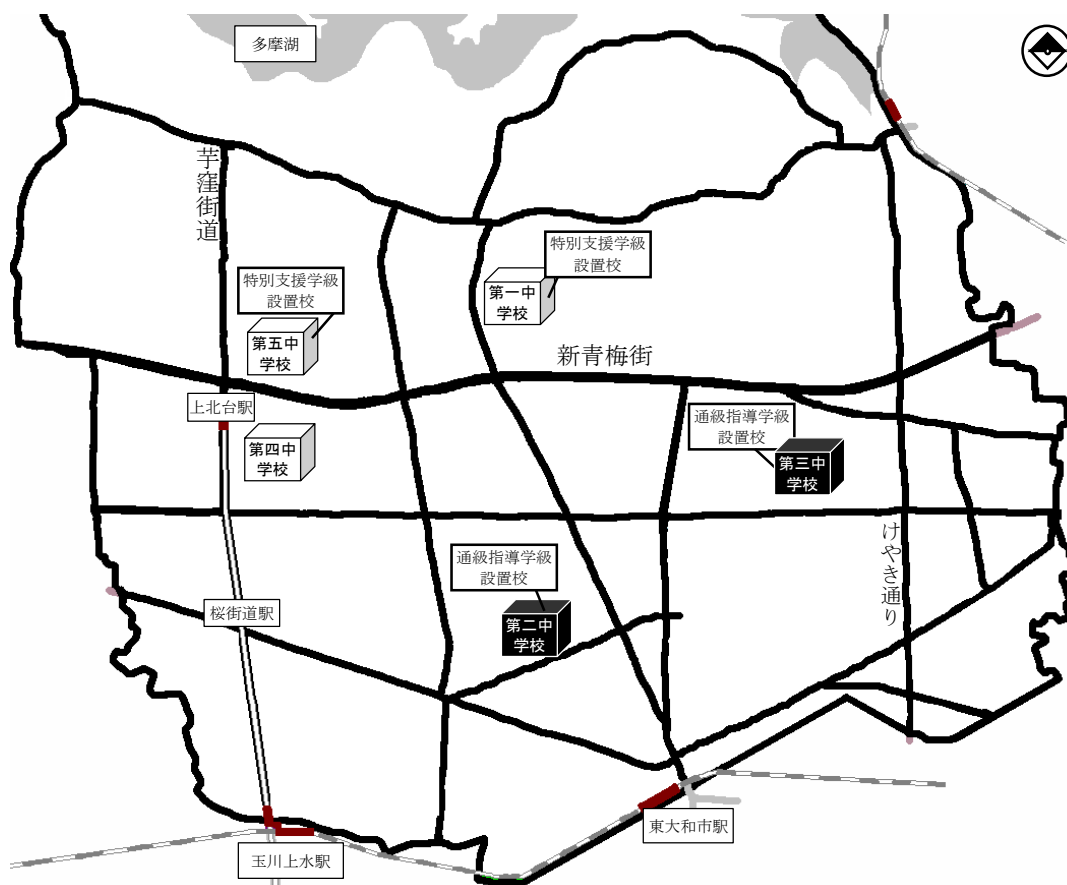
軽度の知的発達に遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習では文章を読んで短くまとめるなどが困難な児童を対象としています。

少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。



2 特別支援学級の設置状況【中学校】

- (1) **情緒障害等通級指導学級（通級制）**：2校設置 第二中学校、第三中学校
通常学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつまりきがあり、個別に改善・補充を必要とする生徒が対象です。
個々の課題に応じた特別な指導を実施します。
- (2) **知的障害学級（固定制）**：2校設置 第一中学校、第五中学校
軽度の知的発達に遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習では文章を読んで短くまとめることなどが困難な生徒を対象にしています。
少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。
- (3) **自閉症・情緒障害学級（固定制）**：1校設置 第五中学校
他人との意思疎通や対人関係の構築に課題があり、情緒障害等通級指導学級だけでは、通常学級での学習成果を向上させることが困難な生徒を対象にしています。
少人数学級で個々に応じた環境調整及び指導を受け、課題に応じた教育を実施します。



3 学校における校内委員会の取組みについて

支援を必要とする児童・生徒の実態について、学校全体で共通理解を図ることを目的に、支援の方向性や支援方法等を検討しています。

(1) 校内委員会とは

校内委員会は、支援が必要な児童・生徒の実態について共通理解を図ることを目的とし、支援の方向性や多様な支援策の検討、特別支援教育を取り入れた支援の進め方の確認、保護者への啓発活動などを行っております。

校内委員会のメンバーは、特別支援教育コーディネーターを中心に、校長、副校長、養護教諭、担任をはじめ、対象児童・生徒にかかわる教員、スクールカウンセラーや巡回相談員等で構成されています。

まずは担任の気付きによって児童・生徒の理解のための資料を作成し、学年主任や特別支援教育コーディネーターに相談します。次に複数の教員や巡回相談員による観察及び情報収集を実施しています。

その情報に基づき、校内委員会の場で当該児童・生徒の困っていることの要因を共有し、支援策を検討します。その後、状況確認や効果検証等を行います。

(2) 校内委員会を組織する先生

《管理職》

校長、副校長。学校において教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを発揮して、学校を経営する先生。

《特別支援教育コーディネーター》

校長が指名した教員。校内だけでなく、関係機関との連絡調整等や保護者に対する学校の窓口として対応する先生。

《養護教諭》

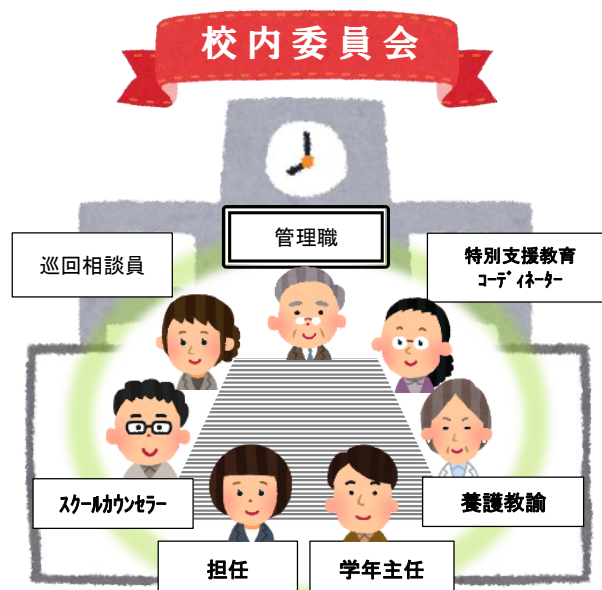
児童・生徒の保健管理、保健教育を行う教員。多様なアプローチが求められ、重要性が高まっている保健に関する専門性のある先生。

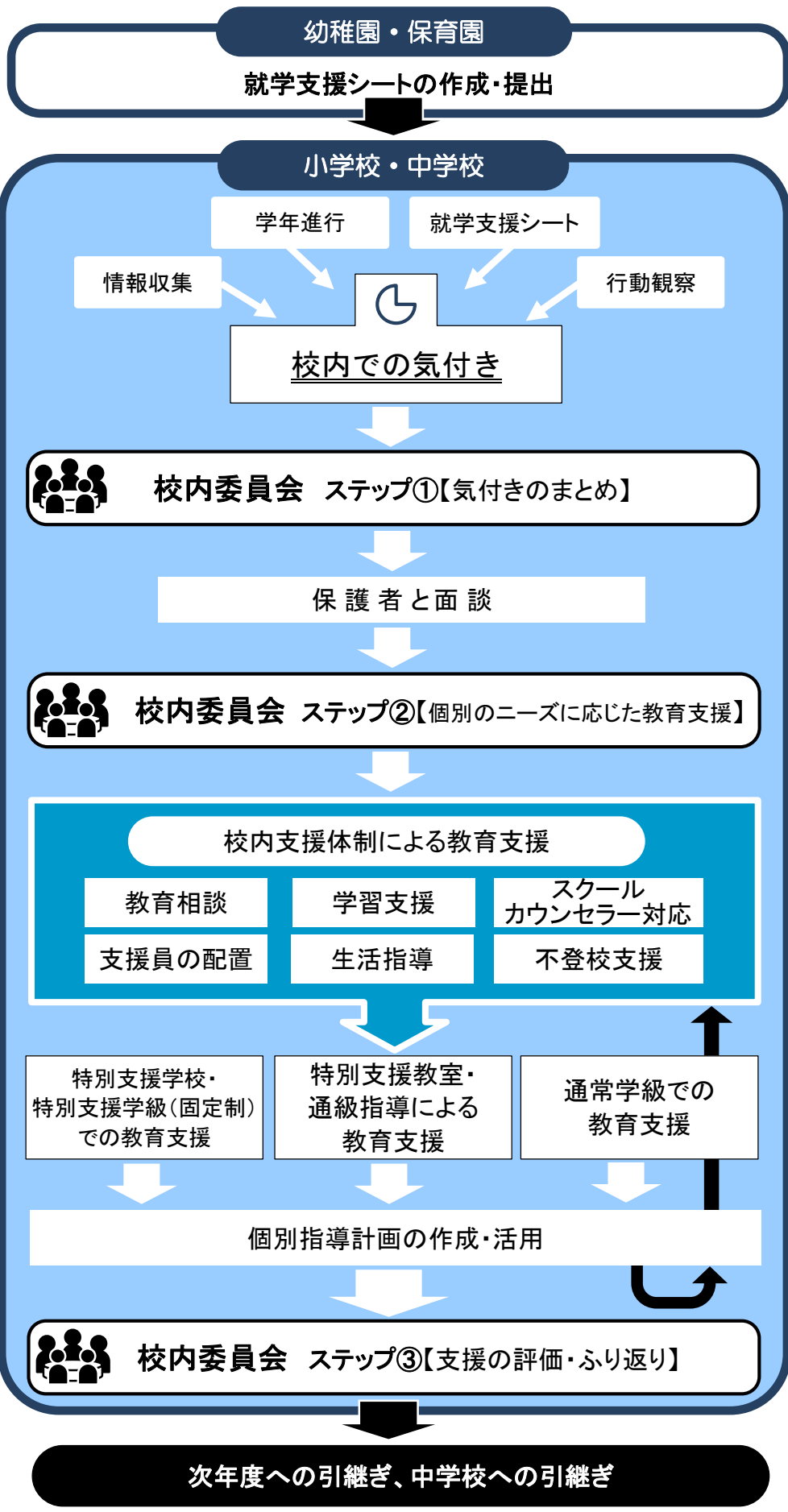
《学年主任》

学校内の学年所属教員のリーダーとなる教員。学年運営での児童・生徒の指導方法を教員に指導する先生。

《スクールカウンセラー》

児童・生徒の発達や適応等の問題に関して、専門的な知識と臨床経験を有する専門家。





教育委員会

巡回相談による支援

4 巡回相談員・巡回指導員による関係機関との連携

教育委員会に所属する巡回相談員・巡回指導員は、関係機関と連携を図り、就学にかかわる相談や支援に関する正しい理解を推進し、つながる支援に努めています。

(1) 巡回相談員：4名

臨床心理士の資格を持つ相談員。学校や就学前期間に訪問して、行動観察を行い、児童・生徒の困っている様子を把握して、学校に伝える役割を担っています。

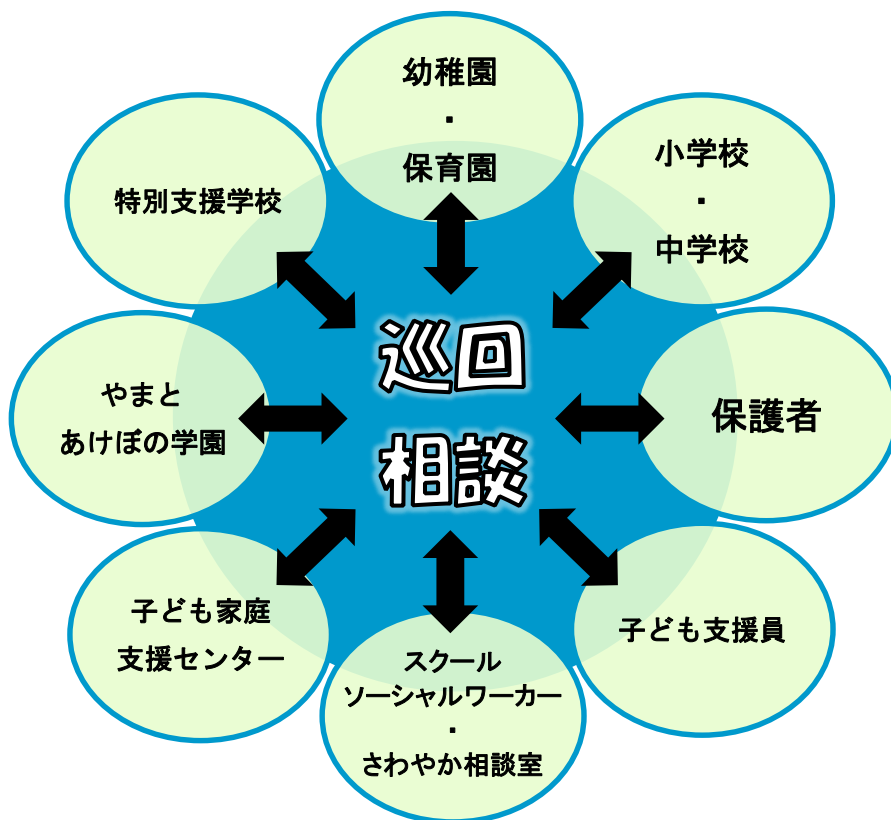
校内委員会に参加したり、保護者との関係づくりについて専門性を生かした助言を行ったり、保護者の依頼に基づき関係機関との連携を図っています。

就学相談も受け、内容に応じて心理検査を実施し、就学相談後も不安や課題に応じて継続相談も行っています。

(2) 巡回指導員：1名

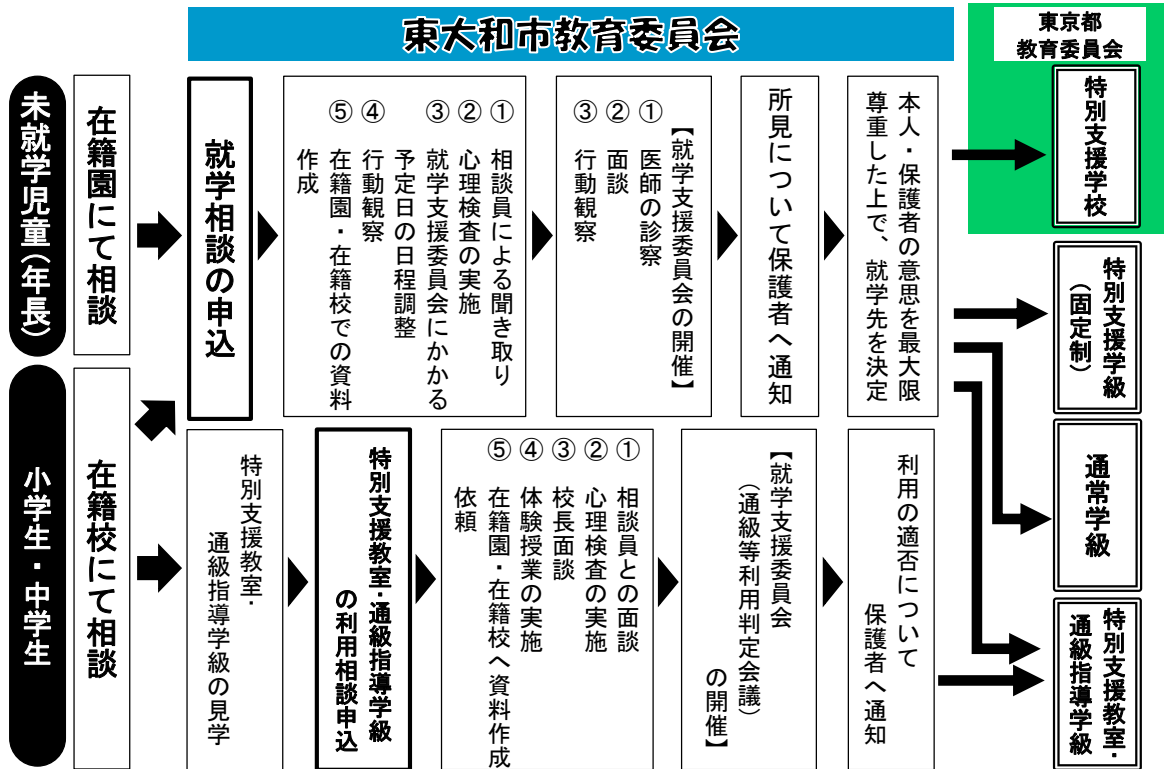
児童・生徒だけではなく、教員に対しても支援が行える教員資格を有する専門家。就学前の子供の相談について機能的に一貫性を持たせ、学校内での行動・学習に起因する心理的・学習的な問題に対応します。

小学校と就学前機関の「つなぎ」を意識した支援を行うために、訪問をし、行動観察を通じて、教育的ニーズを把握し、小学校入学後での支援について学校や保護者への助言を行い、支援を広げる役割を担っています。



5 就学相談システム～就学相談の申込みから就学決定まで～

就学支援委員会では、一人一人の能力に応じて、特性を踏まえた十分な教育が受けられ、可能性を最大限伸長できる教育の場について相談を行います。



(1) 就学支援委員会委員とは

専門の医師、市立小・中学校長、都立特別支援学校教員、通常学級・特別支援学級担任、福祉関係行政職員、巡回指導員・巡回相談員等で構成し、幅広い視点での意見を出し合っています。

(2) 就学相談の申し込みについて

- ① 教育委員会に『母子手帳』と『印鑑』を持参し、ご来庁ください。
また、『発達検査の結果』や『かかりつけの医師の診療情報提供書』等をお持ちの場合には併せて、ご持参ください。
- ② 巡回相談員とこれまでのお子さんの成長やこれからお子さんに期待することなどをお話ししながら、就学相談のスケジュールや学校見学等を含め、小学校の就学までの流れについてお話をします。
- ③ 就学支援委員会の当日は、お子さんと保護者でお越しいただき、専門医師の診察、お子さんの行動観察、保護者面接を実施します。
お子さんの就学先を検討し、所見を後日お伝えします。必要に応じて面談にてご説明します。
- ④ お子さんの発達の状況や障害の状況について、ともに理解を深め、本人・保護者の意向を最大限に尊重した上で、就学先を決定します。

